

令和 3 年 12 月 20 日現在

機関番号：34205

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16499

研究課題名（和文）アメリカにおけるダンス教育の指導内容に関する横断的・縦断的研究

研究課題名（英文）A Cross-Sectional and Longitudinal Study of the Subject Matter Contents of Dance Education in USA

研究代表者

大西 祐司 (Ohnishi, Yuji)

びわこ成蹊スポーツ大学・スポーツ学部・講師

研究者番号：00756760

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、アメリカにおけるダンス教育のスタンダードを対象に、ダンス教育の指導内容及びその作成過程を明らかにすることである。そのため、ナショナルスタンダードと各州のスタンダードを比較・分析し（横断的）、1994年と2014年策定のナショナルスタンダードの構成及び内容を比較検討した（縦断的）。を踏まえ、指導内容及び作成過程を総括し、我が国のダンス教育への提言を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

アメリカのダンス教育に関して、全米と各州、新旧のスタンダードを比較検討することで、その実態を明らかにし、ダンス教育で期待しうる指導内容及びその作成過程を明らかにした。このことは、我が国のダンス教育の指導内容が不明瞭であるという指摘に対して、指導内容の体系及びその構築に必要な手続きについて批判的に検討するための基礎資料となる。ひいては、質の高いダンス授業の実現につながる。

研究成果の概要（英文）：This research investigated the mainstream pedagogical method of the dance education in the United States and how it has been established, aiming at obtaining pedagogical implications for dance education in Japan. For these purposes, firstly a cross-sectional study was conducted to compare the national standards with the state standards in the US. Secondly, the structures and contents of the national standards sanctioned in 1994 and 2014 were compared longitudinally to explore how it has been constructed.

研究分野：体育科教育

キーワード：ダンス スタンダード カリキュラム アメリカ

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

(1) 我が国のダンス教育の現状

我が国のダンス教育は、平成20年の中学校学習指導要領改訂に伴い、中学校第1学年及び第2学年でダンス領域が必修化された。加えて、平成10年改訂の学習指導要領から導入された「現代的なリズムのダンス」は、メディアで取り上げられることも多く、社会的関心は高い。

しかしその一方で、ダンス教育の指導内容が不明瞭であるとの指摘が繰り返されており、このことは、授業の質保証を根底から揺るがす喫緊の課題といえる。この対策として、教員を対象とした実技講習会の実施や外部委託講師の導入により、ダンスの授業の質保証に向けた取り組みが展開されている。しかし、このような対策は教師の専門的力量を短期的に補うものとして有益ではあるが、根本的かつ長期的な解決には至らないことが予見される。この状況改善に向けては、教員の自己研鑽のみへの期待ではなく、ダンス教育のカリキュラムの洗練化が優先されるべきである。この点で、アメリカの試みは示唆的である。

(2) アメリカの教育改革とダンス教育

アメリカは、1957年のスプートニク・ショック以降、教育を国家の最重要課題のひとつとして位置づけ、抜本的かつ精力的な取り組みを行ってきた。それが、指導内容と到達度をスタンダードによって明確に示し、厳格なアカウンタビリティ体制を構築したスタンダードに基づく教育改革である。この改革を機に、ダンスは体育科から芸術科へと移行され、コアカリキュラムの仲間入りを果たし、1994年にはNational Standards for Dance Education [NSDE] が策定された。ただし、アメリカの場合、我が国の学習指導要領とは異なり、教育の主権は州政府が握っているためNSDEが教育の質を必ずしも担保するわけではない。さらに、初版のNSDEから20年を経て、2014年にNational Core Arts Standards [NCAS]が策定されている。NCASは、ダンスの専門団体の英知を集結して策定したNSDEを、州の教育機関及び現場教員が引き受け、実現可能性の高い良質なスタンダードへと改変されていることが窺える。

2. 研究の目的

我が国において、アメリカのスタンダードに関する取り組みは体育科のみならず他教科でも多数報告されている。ただし、日本では体育科に置かれるダンス教育は、アメリカでは芸術科に内包されるため、ダンス教育に限っていえば研究成果の報告が多いとはいえない。内実はスタンダードの文言が紹介されているに過ぎず、州のスタンダードに関してはほとんど未着手である。またそれは、アメリカにおいても各州の記述内容まで詳細に吟味されているわけではなく、NSDEと各州のスタンダードを見通した作成過程に着目した研究も見当たらない。

そこで本研究は、アメリカにおけるダンス教育のスタンダードを対象に、ダンス教育の指導内容及びその作成過程を明らかにすることを目的とし、我が国への応用可能性を探る。目的達成のため以下3つの課題を設定した。

課題1：NSDEと各州のスタンダードの構成及び内容を比較し分析する（横断的）。

課題2：1994年策定のNSDEと2014年のNCASの構成及び内容を比較検討する（縦断的）。

課題3：課題1・2を踏まえ、アメリカにおけるダンス教育の指導内容及びその作成過程について検討する。

3. 研究の方法

課題1では、各州のスタンダードをドキュメントとして収集し、コーパスを作成した。芸術

科ダンス領域のスタンダードの設定状況を明らかにするため、記述的コーディングにより、状況を表すカテゴリーを作成し検討した。次に、NSDEの7つのContent Standardをカテゴリーとして設定し、それをもとに各州の教科内容に関するスタンダードを整理し比較を行った。

課題2では、1994年策定のNSDEと2014年のNCASの構成の変更点について確認した。次に、内容に関するスタンダード及び到達度に関するスタンダードの相似及び相違について比較検討を行った。課題3では、課題1・2の結果を踏まえ、二次資料を援用しながら指導内容及び作成過程を総括し、我が国のダンス教育を批判的に検討するための基礎資料を得ることとした。

4. 研究成果

(1) NSDEと各州のスタンダードの比較

芸術科ダンス領域のスタンダードはすべての州で〈ダンス独自〉のスタンダードが設定されているわけではなく、〈芸術と一体〉〈芸術と統合〉〈ダンスなし〉の状態が全体の約半数を占めていた。このことから、芸術科はコアカリキュラムとなっているものの、その中の一領域であるダンスは、独立した教科として全土に普及しているわけではないことが明らかとなった。このことは逆に、ダンスには選択領域としての地位のみが保全されていることを意味し、独立した教科としては極めて不安定な位置付けに終わるリスクを負っているといえる。

ダンスが全土に普及していない一因として、専門のまたは認定を受けたダンス指導者の確保は難しく、制度的に見てもダンス専門の指導者の位置付けが曖昧であると指摘されている。加えて体育科においてもダンスを行う教師のほとんどがダンス専門でない、もしくは認定を受けていない教師であり、授業実施に困難を抱えているという。その上、多くの体育教師にダンスの経験がないといわれている。州によってダンス領域の位置付けが異なるが、ダンス指導者の確保や質保証の困難さがダンスの教科の位置づけや教科内容に影響を及ぼしていると考えられる。次に、各州の芸術科ダンス領域のスタンダードの教科内容の特徴について確認したい。

NSDEの7つの教科内容をそのまま受け入れている州は、51州中6州(11.7%)に留まっていた。つまり、各州が独自の判断基準に基づき、教科内容を取捨選択しているといえる。これに対し、多くの州で共通して取り上げられている教科内容もみられた。NSDEの教科内容の中でも反映している州数が最も多いのは、「文化的、歴史的な文脈」であり、続いて「批判的、創造的な思考」、「動きの要素や技能」であった。これに対し、「健康な生活との関連」に関する記述がみられたのは、51州中12州(23.5%)に留まっていた。

スタンダードに基づく教育改革とともに体育科から芸術科へ移行したダンスではあったが、依然として体育科でのダンスの取り扱いもみられる。2014年に改訂された体育科のナショナルスタンダードでは、体操や陸上競技などの個人種目や球技と同等の運動の技能に関わる独立した内容領域として再設定されている。ダンス及びリズムカルな活動の説明では、創造的な運動(creative movement)、バレエ、モダンダンス、民踊やフォークダンス、文化的なダンス、ヒップホップ、ラインダンス、ラテンダンス、ボールルームダンス、社交ダンス、並びにスクエアダンスと幅広く例を取り上げ、ダンスのジャンルに制約を受けないと明記されている。ここでは、全ての子供に身体活動の機会を提供し、健康に関連したフィットネスやそれに関連した技能を高め、運動への愛好的態度を育成することが重視されている。このような体育科ダンス領域との関連において、芸術科ダンス領域では「健康な生活との関連」が軽視されたのではないかと推察される。

(2) 1994年策定のNSDEと2014年のNCASの比較

内容に関するスタンダードは、学習者が知るべきこととできるようになるべきことが示されている。NSDE では Content Standard として7つで構成されていたのに対し、NCAS では Anchor Standard として 11 つで設定された。到達度に関するスタンダードは NSDE が Achievement Standard だったのに対し、NCAS では Performance Standard に名称変更され、これまで4年ごとの発達段階でスタンダードが設定されていたのに対し、各学年で内容が示されるように変更された。また、9 学年以上は NSDE では習得と発展の2つの設定であったが、NCAS では習得、達成、発展の3つの段階にわけられた。習得は一つの芸術コースを修得すること、達成は2つ以上、発展は将来ダンスに関わる職業を見越して取り組まれることが期待される。NCAS では、内容を示す Anchor Standard が7つから11つへと拡大され、Performance Standard は各学年で示されるようになったことから、内容及び到達度に関するスタンダードともに詳細に示されるようになったといえる。

NCAS には新たな概念として、芸術の過程 (Artistic Processes) が Anchor Standard の上位概念として位置づけられた。これは、ダンスのみならず他の芸術領域にも取り入れられており、芸術の学習や製作で実感する認知的・身体的な活動の枠組みを表している。そのため、Anchor Standard は、4 つの芸術の過程：創造する (Creating)、実演する (Performing)、応答する (Responding)、結びつける (Connecting) に合わせて設定されるようになっている。

NSDE と NCAS の内容に関するスタンダードの記述内容は、「振り付けの原理、過程、構造の理解」、「意味を見出し伝える手段の理解」、「ダンスの文化的、歴史的理解」の3つが概ね相似していた。NSDE と相違がみられた NCAS の記述内容には、「アイデアや作品の制作と概念化」、「作品の洗練と仕上げ」、「発表のための作品の選定、分析、解釈」などがみられ、Anchor Standard がダンスのみの教科内容を表しているわけではないことを踏まえれば、より芸術志向を強めたスタンダードに変更がなされたといえる。

到達度に関するスタンダードの記述内容を、内容に関するスタンダードの枠組みを超えて確認すると、NSDE のほとんどの到達度に関するスタンダードが NCAS のそれに内包されていた。ただし、「健康な生活との関連付け」に関する内容は、NCAS では確認できない内容になっていた。したがって、「健康的な生活との関連付け」を除いて、新旧のスタンダードの記述内容に対応がみられたといえる。

(3) スタンダードに基づくダンスの教育改革の総括

NSDE は連邦政府より National Dance Association[NDA]が助成を受け、有志の専門団体によって作成された。アメリカの教育の構造改革が優秀と平等を掲げていることを踏まえれば、NSDE に示された内容は優れたものであったことは間違いなさだろう。ただし、それが各州に落とし込まれた際には、そのまま運用されているわけではなく、それどころかダンス領域の位置づけさえも不安定な状態であった。その中でも各州のスタンダードから 2014 年策定の NCAS にかけて、芸術を志向する傾向をスタンダードの記述内容から確認することができた。同時に、体育科のスタンダードにおいてダンスの興隆が確認されたことから、ダンスの教科内容は教科の枠組みに多分に影響を受けながら設定されていることがうかがい知れた。

他方で、スタンダードに基づく教育改革の反省として、スタンダード化やハイステイクなテスト教育によって、指導の画一化やマニュアル化、優秀な教員の離職が問題視されている。とりわけ、ダンス教育は、ダンスを専門とする教員数の確保やその力量の保証の問題が教科内容設定の陰に潜んでいた。スタンダードの理想的な実現に向けては、教員や施設条件と行ったハード面をいかに充実していくかが鍵を握っていると思われる。

(4) 我が国への提言

連邦政府主導でトップダウン式に策定された NSDE は、各州ではそのまま採用されているわけではなかった。その意味では、いかに専門家集団によって優れたカリキュラムが設定されようともそれが必ずしも受け入れられる保証はないという教訓をもたらす。我が国では学習指導要領に法的拘束力がある以上、ダンス授業を行わないという選択肢はないが、教師の実現可能な種目に偏ったり、子どもの興味関心に迎合したりして種目が採用される現状がみられる。今後、我が国のダンスのカリキュラムを検討していく上では、ボトムアップの視点から実現可能性を模索していくと同時に、ダンスの指導者の養成や確保にも注力していく必要があるだろう。

教科内容に関して、体育的学力が技能や体力だけではなく、知識も他教科同様に習得させなければならないことを考えれば、アメリカのダンスのスタンダードにみられたダンスの文化的・歴史的背景を積極的に取り上げていくことも重要であろう。また我が国の場合、即興がダンスの至上命令のように取り扱われる傾向にあるが、アメリカのみならず諸外国の即興に関する知見に学べば、即興はひとつの表現技法・形式であり、動きを生み出すための一手法であるとの認識が得られる。即興のみならず、それ以外の振り付けの原理や構造、ダンスの要素等を身に付けさせる内容として明示し、保証していくことが我が国のダンス教育を継承発展させていく近道になると考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

- ① 大西祐司・岡出美則、アメリカにおける芸術科ダンス領域の設定状況と教科内容の特徴-各州のスタンダードに着目して-、日本教科教育学会誌、査読有り、42巻2号、2019年、掲載予定のため頁数未定

〔学会発表〕(計2件)

- ① 大西祐司・岡出美則、アメリカにおけるダンスのナショナルスタンダードの新旧の比較検討、日本スポーツ教育学会、2016年
- ② 和田博史・栗田昇平・大西祐司、体育授業における思考力・判断力・表現力とその育成に関する議論：協同学習、スポーツ教育、ダンス教育の立場から、体育科教育学会、2017年

〔図書〕(計1件)

- ① 大西祐司、大修館書店、体育科教育、体育科教育学の視座から「ダンス教育」の問題を考える、2018年、48-52

6. 研究組織

(1) 研究代表者

研究代表者氏名：大西祐司

ローマ字氏名：Yuji OHNISHI

所属研究機関名：びわこ成蹊スポーツ大学

部局名：スポーツ学部

職名：講師

研究者番号：00756760

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：岡出美則

ローマ字氏名：Yoshinori OKADE

所属研究機関名：日本体育大学

部局名：スポーツ文化学部

職名：教授

研究者番号：60169125